

改正案	現行
<p>（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）</p> <p>第三条の十 法第二条の八第一項の規定による小売電気事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第一の八の小売電気事業休止（廃止）届出書に同条第三項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行つた措置の内容を記載した書類及び事業の休止（廃止）の理由を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（書面の交付）</p> <p>第三条の十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、<u>第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの及び供給地点特定番号とする。ただし、同項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。</u></p> <p>5・6 (略)</p>	<p>（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）</p> <p>第三条の十 法第二条の八第一項の規定による小売電気事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第一の八の小売電気事業休止（廃止）届出書に同条第三項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行つた措置の内容を記載した書類を添えて、<u>経済産業大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>（書面の交付）</p> <p>第三条の十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、<u>同項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの及び供給地点特定番号とする。ただし、同項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。</u></p> <p>5・6 (略)</p>

(供給区域の変更の許可申請)

第六条 (略)

一〜三 (略)

四 供給区域を増加する場合には、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五 供給区域を増加する場合には、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六 (略)

七 供給区域の増加に伴い他の者から電気の供給を受ける場合にあっては、その供給をする者との契約書の写し

八 申請者が地方公共団体である場合には、当該申請者が供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し

2 (略)

(軽微な変更)

第四十五条の八 (略)

2 (略)

3 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された最大需要電力の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいう。

(小売供給の休止及び廃止の届出)

(供給区域の変更の許可申請)

第六条 (略)

一〜三 (略)

四 供給区域を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五 供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六 (略)

七 供給区域の増加に伴い他から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し

八 申請者が地方公共団体である場合は、供給区域の変更についての議会の会議録の写し

2 (略)

(軽微な変更)

第四十五条の八 (略)

2 (略)

3 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された最大需要電力の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいう。

(小売供給の休止及び廃止の届出)

第四十五条の十一 法第二十七条の二十第一項の規定による小売供給の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十一の十三の小売供給休止（廃止）届出書に、同条第二項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行った措置の内容を記載した書類及び事業の休止（廃止）の理由を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（書面の交付）

第四十五条の十六 （略）

2・3 （略）

4 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものとす。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5・6 （略）

（添付書類の省略）

第六十七条 （略）

2 水力発電所における水力設備（二以上の者が管理するものであつて、かつ、これらの者を代表する者と当該水力発電所の設置者が異なるものに限る。）のうち次の各号に掲げるもの

第四十五条の十一 法第二十七条の二十第一項の規定による小売供給の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十一の十三の小売供給休止（廃止）届出書に、同条第二項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行った措置の内容を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（書面の交付）

第四十五条の十六 （略）

2・3 （略）

4 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものとす。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5・6 （略）

（添付書類の省略）

第六十七条 （略）

（新設）

置又は変更の工事をしようとする者が法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合は、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の添付を要しない。ただし、この場合において、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十六条第一項の許可に係る申請書の写しを添付しなければならない。

- 一 ダム（洪水吐きゲート操作用予備動力設備及び洪水吐きゲートの制御に係る設備を除く。）
- 二 取水設備
- 三 貯水池又は調整池

（使用前安全管理検査）

第七十三条の二の二 法第五十一条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 (略)
- 一の二 河川法第二十六条第一項の許可に係る水力発電所の水力設備（二以上の者が管理するものであって、かつ、これらの者を代表する者と当該水力発電所の設置者が異なるものに限る。）のうち次に掲げるもの
  - イ ダム（洪水吐きゲート操作用予備動力設備及び洪水吐きゲートの制御に係る設備を除く。）
  - ロ 取水設備
  - ハ 貯水池又は調整池
- 二 八 (略)

第七十八条 法第五十一条の二第三項の届出をしようとする者は、様式第五十三の使用前自己確認結果届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（使用前安全管理検査）

第七十三条の二の二 法第五十一条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 (略)
- (新設)
- 二 八 (略)

第七十八条 法第五十一条の二第三項の届出をしようとする者は、様式第五十三の使用前自己確認結果届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類(別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合を除く。)

別表第二(第六十二条、第六十五条関係)

工事の種類		認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所	一 設置の工事	1 出力二十キロワット以上の発電所の設置であつて、次に掲げるもの (1) (5) (略)	1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの (1) (9) (略) (10) (1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げるもののうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電所の設置
二 変更の工事 (一) 発電設	出力二十キロワット	2 (略)	発電設備の設置で

一〇六 (略)

七 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類

別表第二(第六十二条、第六十五条関係)

工事の種類		認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所	一 設置の工事	1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの以外のもの (1) (5) (略)	1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの (1) (9) (略) (新設)
二 変更の工事 (一) 発電設	発電設備の設置	2 (略)	発電設備の設置で

備 の 設 置	(二) 発電設備の設置の工事以外の変更に係るもの	1 原動力設備 (1) (略) (2) 火力設備 イ ト チ ガス (略)
------------------	--------------------------	---------------------------------------------------------

ツト以上の発電設備の設置であつて、次に掲げるもの以外のも (1) (略) (5) (略)	あつて、次に掲げるもの (1) (略) (9) (略) (10) (1)から(5)ま で及び(7)から (9)までに掲げ るもののうち 二以上のもの を組み合わせ た合計出力三 百キロワット 以上の発電設 備の設置	1 (略) (略) (略)
----------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

備 の 設 置	(二) 発電設備の設置の工事以外の変更に係るもの	1 原動力設備 (1) (略) (2) 火力設備 イ ト チ ガス (略)
------------------	--------------------------	---------------------------------------------------------

であつて、次に掲げるもの以外 (1) (略) (5) (略)	あつて、次に掲げるもの (1) (略) (9) (略) (新設)	1 (略) (略) (略)
--------------------------------------	-------------------------------------------	------------------------

備 化炉設

2

の改造であつて、次に掲げるもの  
(1) の ガス化炉用  
容器（ガス化  
炉、蒸気発生  
器、熱交換器  
その他のガス  
化炉用の容器  
の最高使用圧  
力が九百八十  
キロパスカル  
以上のものを  
いう。以下別  
表第二及び別  
表第三におい  
て同じ。）  
ガス圧縮機又  
はガス用配管  
（外径が百五  
十ミリメート  
ル以上のガス  
を通ずる配管  
であつて、最  
高使用圧力が  
九百八十キロ  
パスカル以上

備 化炉設

2

の改造であつて、次に掲げるもの  
(1) の ガス化炉用  
容器（ガス化  
炉、蒸気発生  
器、熱交換器  
その他のガス  
化炉用の容器  
の最高使用圧  
力が九百八十  
キロパスカル  
以上のものを  
いう。以下別  
表第二及び別  
表第三におい  
て同じ。）  
ガス圧縮機（  
最高使用圧力  
が九百八十キ  
ロパスカル以  
上のものに限  
る。以下別表  
第二及び別表  
第三において  
同じ。）又は  
ガス用配管（

リ  
素設備  
脱|水

のものをいう。  
以下別表第二及び別表第三において同じ。)の設置

1) 発電設備に係る脱水素設備(水素化合物から触媒反応によって水素を製造する設備をいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。)の設置  
2) 発電設備に係る脱水素設備の改造であつて、次に掲げるもの

(新設)

外径が百五十ミリメートル以上のガスを通ずる配管であつて、最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものをいう。  
以下別表第二及び別表第三において同じ。)の設置  
(新設) (略)





	一 発電所 (一) 略 (二) 火力設備 1) 7) (略) 8) 燃料設備	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）	届出に係る工事又は使用前自己確認の内容に係るものに限る。）
(略)	(略)	(略)	1) (略) 2) 液化ガス用燃料設備に属するガス発生設備に係る次の事項 (1) 液化ガス用気化器の種類、能力、加熱用熱源の種類及び容量、出口の圧力及び温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。 ）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、及び最低使用	(略)

	一 発電所 (一) 略 (二) 火力設備 1) 1) 1) (略) 8) 燃料設備	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）	届出に係る工事又は使用前自己確認の内容に係るものに限る。）
(略)	(略)	(略)	1) (略) 2) 液化ガス用燃料設備に属するガス発生設備に係る次の事項 (1) 液化ガス用気化器の種類、能力、加熱用熱源の及び容量、出口の圧力及び温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。 ）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、及び最低使用	(略)

1 2	脱水 素設備	9 1 1 (略)
--------	-----------	--------------------

1	脱水素設備(蒸発器を除く。)に係る次の事項 (1) 種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法と。)、主要寸法、材料並びに個数、安全弁の種類、	3 8 (略)	(2) 用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数並びに当該液化ガス用気化器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
(2)	、材料並びに個数、安全弁の種類、	(略)	
	脱水素設備及びガス圧縮機の構造図 制御方法に関する説明書 脱水素設備の保安物件に対する隔離距離に関する説明書 脱水素設備及びガス用配管の強度計算に関する説明書 脱水素設備の緊急停止装置に関する説明書		

		9 1 1 (新設) (略)
--	--	----------------------------

		3 8 (略)	(2) 温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数並びに当該液化ガス用気化器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
--	--	---------------	----------------------------------------------------------------------------------

		(新設) (略)
--	--	-------------

力 原動機の種類及び出力 及び出口の圧力、回転速度、個数並びに ガス圧縮機の種類 及び出口の圧力、入口 型式、能力、入口 個数及び取付箇所	3   (2)   安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 主要寸法、材料並びに個数 及び二次側の別に記載すること。 用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。） 側（一次側及び二次側の別に記載すること。） 度、最高使用圧力 出口の圧力及び温度、最高使用圧力 及び容量、入口及び出口の圧力及び温度、最高使用圧力 熱用熱源の種類及び容量、入口及び出口の圧力及び温度、最高使用圧力 種類、能力、加	2   蒸発器に係る次の事項 吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 蒸発器に係る次の事項 種類、能力、加
		脱水素設備に係る系統図 脱水素設備に附属する管の配置の概要を明示した図面

二 四 略	1 3 汽力 、ガスタ ービン及 び内燃力 以外を原 動力とす る火力設 備 (三) 〃 (七) 〃 略
(略)	
(略)	4 脱酸素設備に属す る配管に係る次の事 項 (1) 主要な管の最高 使用圧力、最高使 用温度、外径、厚 さ及び材料 (2) 安全弁及び逃が し弁の種類、吹出 圧力、吹出量、個 数並びに取付箇所 5 脱酸素設備の基本 設計方針、適用基準 及び適用規格 (略)
(略)	(略) (略)

二 四 略	1 2 汽力 、ガスタ ービン及 び内燃力 以外を原 動力とす る火力設 備 (三) 〃 (七) 〃 略
(略)	
(略)	(略) (略)
(略)	(略) (略)

別表第六（第七十四条関係）  
（略）

2| 太陽電池発電所であつて、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの

3| 出力二十キロワット未満の発電所であつて、次に掲げるもの以外のもの

- 一| 水力発電所
- 二| 火力発電所
- 三| 燃料電池発電所
- 四| 太陽電池発電所
- 五| 風力発電所

別表第七（第七十七条関係）

1・2  
（略）

3| 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池発電所における変更であつて次に掲げるもの

別表第六（第七十四条関係）

次の各号のいずれにも適合する燃料電池発電所であつて、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの

- 一 当該燃料電池発電所が、複数の燃料電池筐体（燃料電池設備、電気設備その他の電気工作物を格納する筐体をいう。以下同じ。）及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。
- 二 当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。
- 三 当該燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。

（新設）

（新設）

別表第七（第七十七条関係）

1・2  
（略）

（新設）

- 
- 一 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の発電設備の設置
  - 二 発電設備の設置以外の変更であつて次に掲げるもの
    - (1) 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置
    - (2) 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の取替え
    - (3) 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の改造であつて次に掲げるもの
      - イ 二十パーセント以上の電圧の変更を伴うもの
      - ロ 支持物の強度の変更を伴うもの
    - (4) 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の修理であつて、支持物の強度に影響を及ぼすもの
- 出力二十キロワット未満の発電所における変更であつて、次に掲げるもの
- 一 出力二十キロワット未満の発電設備の設置であつて、次に掲げるもの以外のもの
    - (1) 水力発電所の発電設備の設置
    - (2) 火力発電所の発電設備の設置
    - (3) 燃料電池発電所の発電設備の設置
    - (4) 太陽電池発電所の発電設備の設置
    - (5) 風力発電所の発電設備の設置
  - 二 前号の発電設備における発電設備の設置以外の変更であつて、次に掲げるもの
    - (1) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの
    - (2) 改造であつて次に掲げるもの
      - イ 強度の変更を伴うもの
- 

(新設)

- ロ 安全装置の種類の変更を伴うもの
- (3) 取替え
- (4) 修理であつて、次に掲げるもの
  - イ 強度に影響を及ぼすもの
  - ロ 安全装置の取替えを伴うもの

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であつて、この省令の施行により新たに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十一条の二第一項本文及び第二項の規定に該当するものについては、同条第三項の規定に関わらず、届出を要しない。